

平成30年4月以降の江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年12月25日（月）

- （1）介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成
- （2）平成30年度以降における江戸川区が実施するサービス事業
- （3）総合事業の指定手続きの流れ
- （4）介護予防ケアマネジメントについて
- （5）総合事業の事業者指定申請状況について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

27年度～29年度【第6期】	
要介護	訪問介護(ヘルパー) 通所介護(デイサービス) 短期入所(ショートステイ)、訪問看護など
要支援	訪問看護、福祉用具貸与等

30年度～【第7期】	
要介護	訪問介護(ヘルパー) 通所介護(デイサービス) 短期入所(ショートステイ)、訪問看護など
要支援	訪問看護、福祉用具貸与等

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	○介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、2及び事業対象者)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス (介護事業者) ・通所型サービス 	
		29年度で廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・熟年ふれあいセンター ・熟年いきいきトレーニング ・熟年スポーツトレーニング ・熟年口腔ケアセミナー
		○一般介護予防事業 (65歳以上及びその支援活動に関わる方)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域住民グループ主体の活動の支援など ・熟年介護サポーター ・その他 	
		○介護予防ケアマネジメント	
包括的支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・熟年相談室運営事業 ・認知症総合支援事業 	
任意事業		<ul style="list-style-type: none"> ・介護者交流会など 	

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	○介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、2及び事業対象者)	
		<ul style="list-style-type: none"> ○多様なサービス(訪問型、通所型) 	
		区指定サービス事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者 ・NPO法人 ・ボランティア団体等 	
		○一般介護予防事業 (65歳以上及びその支援活動に関わる方)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域住民グループ主体の活動の支援など ・個人のボランティア(なごみの家など) ・その他 	
		○介護予防ケアマネジメント	
包括的支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・熟年相談室運営事業 ・認知症総合支援事業 	
任意事業		<ul style="list-style-type: none"> ・介護者交流会など 	

(2) 平成30年度以降における江戸川区が実施するサービス事業

【江戸川区の総合事業の特徴】

- ・従来のサービスと同様の国基準によるサービスも継続して実施。
- ・区独自基準による緩和型サービスの導入を開始。
- ・区独自研修等による総合事業の担い手を創出する。

＜人員基準・設備基準等＞

サービスを提供する法人等の提案により、ふさわしい基準等を相対で区が決定する。
あいたい

＜サービス事業費の単価＞

国が定める月額単価（報酬改定がある場合は、改定後の単価）を上限として、サービスを提供する法人等の提案により、ふさわしい単価を相対で区が決定する。
あいたい

但し、本体報酬の算定構造は基本的に月額定額払いをなくし、回数払いとする。
⇒回数払いを導入することで、複数事業所の利用が可能となる場合があります。

＜利用者負担割合＞

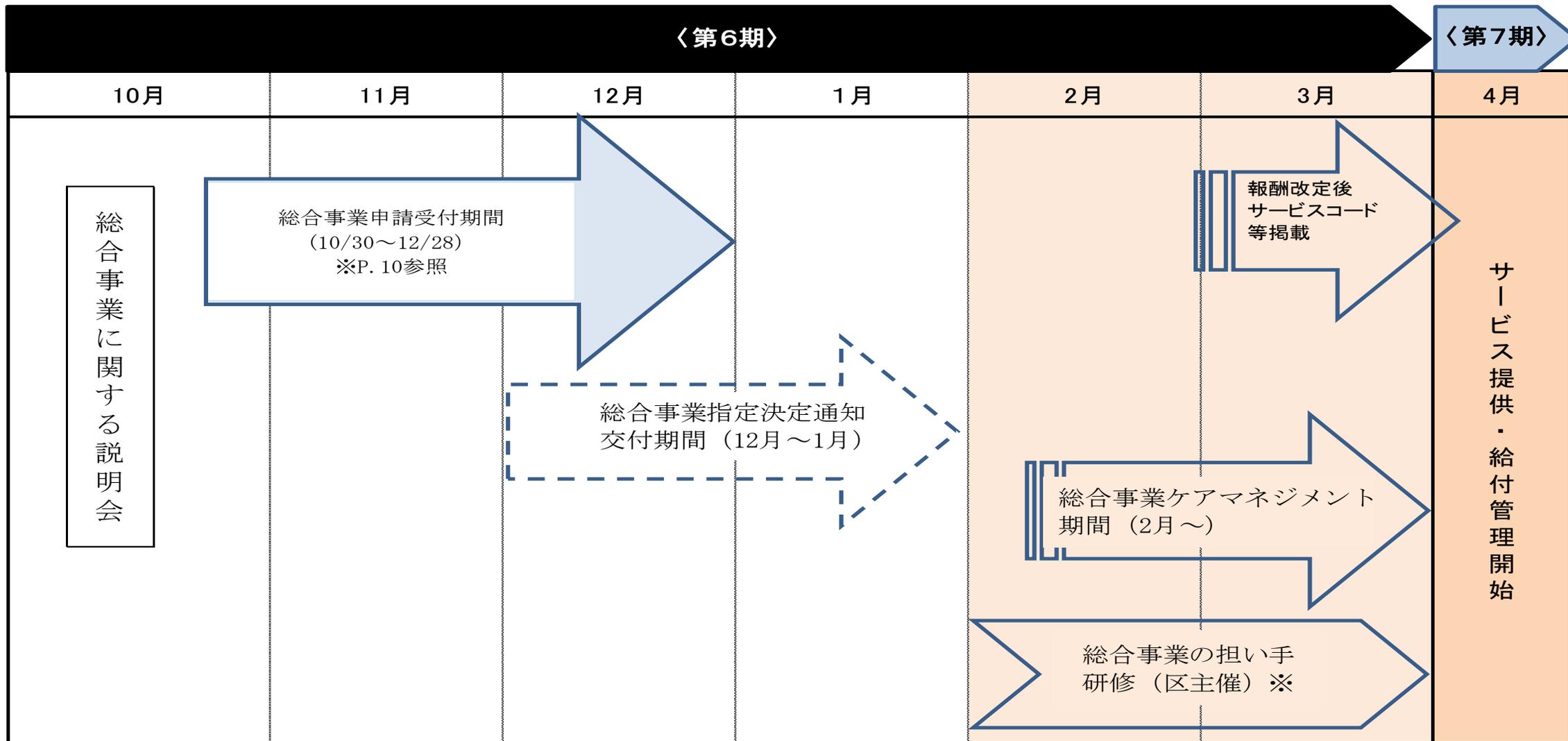
所得により1、2、3割負担（平成30年8月施行）とする。

		平成29年度まで	平成30年度以降					
		国基準	国基準と同等	緩和型				
訪問型サービスの基準	人員	①管理者：常勤・専従1人以上※ ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。 ●資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者（※） ※介護職員初任者研修修了者に関しては、廃止が検討されており、今後変更となる可能性あり。	同左	相対にて決定していく 最低基準 ①管理者：専従1人以上（非常勤可） ※管理者は、支障がない場合に限り他の職務に従事可能 <u>同一敷地内ではない他事業所等の職務にも兼務可能</u>				
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>身体介護中心</th> <th>生活援助中心</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</u> <u>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</u> </td> <td> ②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、<u>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</u> ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>上記従事者と同じ</u> </td> </tr> </tbody> </table>	身体介護中心	生活援助中心	②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</u> <u>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</u>	②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、 <u>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</u> ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>上記従事者と同じ</u>
	身体介護中心	生活援助中心						
②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</u> <u>（※2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は適用する。）</u>	②従事者：必要な人数 ●資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者他、 <u>区主催の研修（P.5）または同等の研修（例：OJT研修等）を受講した者（雇用者、有償ボランティア等は問わず）</u> ③サービス提供責任者：従事者のうち必要な人数 ●資格要件： <u>上記従事者と同じ</u>							
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	同左	同左 ※ <u>②運営規程による説明・同意の代わりに、契約書・重要事項説明書による説明・同意でも可とする。</u>					

		平成29年度まで	平成30年度以降	
		国基準	国基準と同等	緩和型 <u>(国基準サービス(要介護)と一体的に提供する場合、現行相当基準のみとなる。)</u>
通所型サービスの基準	人員	①管理者：常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②生活相談員等：専従1人以上 ③看護職員：専従1人以上 ④介護職員：～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ⑤機能訓練指導員：1人以上	同左	相対にて決定していく 最低基準 ①管理者：専従1人以上 <u>(非常勤可)</u> ※管理者は、支障がない場合に限り他の職務に従事可能。 <u>(同一敷地内ではない他事業所等の職務にも従事可能)</u> ②従事者：必要な人数 <u>区主催の研修(P.5)または同等の研修(例：OJT研修)を受講した者(雇用者、有償ボランティア等は問わず)</u>
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	同左	<u>サービスを安全かつ継続的に提供するために必要な場所及び設備・備品</u>
	運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④衛生管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	同左	同左 ※ <u>②運営規程による説明・同意の代わりに、契約書・重要事項説明書による説明・同意でも可とする。</u>

(3) 総合事業の指定手続きの流れ

第7期に向けた総合事業多様なサービスのスケジュール



(4) 介護予防ケアマネジメントについて

総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令に定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（法115条の45第1項の二）

厚生労働省：平成28年度介護予防ケアマネジメント実務者研修資料より

介護予防ケアマネジメントの対象者像

認定調査結果から見ると、
その多くは、ADLは自立しているが、
IADLの一部は行いにくくなっている

心身機能や生活環境が少しずつ変化する中で起こってきている

加齢に伴う視力や聴力の低下
病気による体調の不良等
家族や友人との死別
家族との同居により家庭内の役割を喪失 など

介護予防ケアマネジメントのあり方①

介護予防ケアマネジメントのプロセスや考え方については、介護予防支援として行うケアマネジメントと同様です。そのうえで、各市町村の総合事業のサービス、一般介護予防事業、その他、必要な支援や本人の取り組みをケアプランに位置づけ、必要に応じてモニタリングや、評価を行い、再アセスメントに戻る。

【ポイント】

- 利用者の望む生活（＝「・・・したい」）という意欲を喚起するような面談が重要で、自立支援に向けた動機づけが大切。
- 多様なニーズに対して、ケアマネジメント実施者は、介護保険制度の理念や市町村の取り組む総合事業の趣旨を十分に理解した上で、適切な介護予防ケアマネジメントを行う。

介護予防ケアマネジメントのあり方②

高齢者自身が、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めるよう、日常生活上の課題とその原因、介護予防の取り組みを行うことによる状況改善のイメージなどについて、利用者が気付き、ケアマネジメント実施者と共有できたうえで、本人のセルフマネジメントを推進していく視点でそのプロセスを進める。

利用者が、自分の課題に気付き、そこから「したい」「できるようになりたい」という意欲につなげ、実現可能な目標を設定し、目標達成に向け、具体的に取り組む事象への理解を深め、行動化できるよう支援することが大切である。

介護予防ケアマネジメントのあり方③

そのような支援を通して、利用者による主体的な取り組みを支援し、できることはできるだけ利用者本人が行いながら、できない部分を支援し、利用者の自立を最大限引き出すよう援助することが求められる。

そのうえで、地域のかも借りながら、新しい仲間作りの場や楽しみとなる、生きがい活動の場への参加に焦点を当て、できるようになった生活行為の維持に引き続き取り組むところまで結びつけるケアマネジメントが求められる。

利用者の状況に応じて、様々なサービスや介護保険制度外の住民の健康づくり活動等の利用や、状態変化に応じて予防給付、介護給付とも切れ目のない支援を行うような配慮も必要である。

厚生労働省：平成28年度介護予防ケアマネジメント実務者研修資料より

江戸川区における介護予防ケアマネジメント

【介護予防ケアマネジメントについて】

- ・江戸川区における介護予防ケアマネジメントは、「原則的な介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントA）」とする予定です。
- ・介護予防ケアマネジメントは、原則として熟年相談室が行います。ただし、介護予防支援と同様、熟年相談室は居宅介護支援事業所へケアマネジメントの一部委託を行うことができます。
- ・介護予防ケアマネジメントに要する事業支給費は、原則的な介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントA）については、平成30年度報酬改定後の介護予防支援費の額に準ずるものとする予定です。
- ・介護予防ケアマネジメント費については、介護予防支援費と同様に9割分が委託先の居宅介護支援事業所の報酬となります。
- ・介護予防ケアマネジメントの利用者負担はありません。
- ・予防給付と併用の場合には、介護予防支援費により介護報酬が支払われます。

【給付管理】

- ・事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ給付管理を行います。
- ・事業対象者につき給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行います。
- ・要支援1・2については、区分支給限度基準額により給付管理を行います。
- ・予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合は、予防給付と併せて限度額管理を行います。

※基本チェックリストによる事業対象者の判定は、熟年相談室で行います。

(5) 総合事業の事業者指定申請状況について

総合事業（訪問型・通所型サービス）の事業者指定申請状況【平成29年12月21日現在】

単位：件

国基準と同等サービス 指定申請受付数：256（うち、区内事業者225）			
訪問型	119	区内 103	区外 16
通所型	137	同 122	同 15

- ・「国基準と同等サービス」は、すでに区内事業者の8割以上が指定申請を行っています。
- ・「緩和型」については、社会福祉法人やNPO法人などを中心にご提案をいただいておりますが、現在も「相対」による指定に向けた確認と検討を行っています。
- ・区外事業者については、平成30年4月以降は新たな指定を実施します。については、要支援者・事業対象者の中で区外事業者を利用している方がいる場合は、指定申請状況をご確認ください。
- ・指定事業者の情報については、今後区ホームページに事業者番号、サービスコード、単価等を随時掲載していく予定です。※単価及びサービスコードについては、介護報酬改定後の掲載となります。